（物件名）　　のごみの出し方

ごみの分別は条例に定められた市民の責務です。ごみ袋の中に異物が入っている場合等は残置されます。

収集区分	具体例	収集日	出し方	排出場所等
缶	飲料・食品用の缶 ※　一斗缶は対象外（「大型ごみ」へ）	曜日	・**無色透明または白色透明袋を使用** ・中身を空にして、軽く水ですすぐなどしてから、つぶさずに出す。 ・ふたやラベルなどをはがして、缶・びん・ペットボトルをまとめて出す。	敷地内の決められた場所
びん	飲料・食品用のびん（割れていないもの） ※　ボトル本体のみ（ふたや栓は対象外）			
ペットボトル	飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル ※　ボトル本体のみ（キャップとラベルは　プラ　）			
プラスチック類（プラスチック製品とプラスチック製の「容器」と「包装」）	最長部分が50㎝未満のもの（50㎝以上のものは「大型ごみ」へ） プラスチック製品　　プラスチック製の「容器」と「包装」	曜日	・**無色透明または白色透明袋を使用** ・食品汚れなどは軽く水洗いするなど、汚れを取ってから出す。 ・**電池・電気で動くもの**や**電池、ライター、刃物類（針の付いたものを含む。）は混入厳禁！**（拠点回収等へ）	敷地内の決められた場所
リサイクルできる紙類	新聞、段ボール、雑がみ、紙パック	曜日	・散らばらないように、折りたたんで、**ひも**でしばるか、**紙袋**（無色透明又は白色透明の袋も可）に入れて出す。	敷地内の決められた場所
小型金属類・スプレー缶	最長部分がおおむね30㎝以下の金属類とスプレー缶（取手を除く長さが上記を超えるものは「大型ごみ」へ）	曜日	・**無色透明または白色透明袋を使用** ・スプレー缶は中身を使い切ってから、穴を開けずに出す。	敷地内の決められた場所
燃やすごみ	生ごみ類、リサイクルできない紙、ガラス（割れているものを含む。）など	曜日	・**無色透明または白色透明袋を使用** ・割れたガラスなどの鋭利なものは、厚紙に包んで、袋の真ん中に入れる。	敷地内の決められた場所
大型ごみ ※まだ使えるものは、**人に譲ることでリユース（再使用）を！**	家具類、電化製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等を除く。）など	**個別対応**	・分解等はしないでください。 ・市の**大型ごみ受付センター**に回収を依頼するか、市の**クリーンセンター**に直接持ち込んでください。	回収等までの間、通行等の妨げにならないようにしてください。

詳細は

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト　京都ごみネット　ごみネット　検索

ごみ分別案内アプリ「さんあ～る」

管理者：

（連絡先）　　電話